

南海トラフ地震に対応した四国の広域的な 海上輸送の継続計画(改訂)のポイント

「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」改訂のポイント

平成26年3月、当会議において「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」が策定されたところであるが、その後、平成27年11月に四国地方整備局、港湾管理者及び港湾関係団体による「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」の締結、及び、平成28年7月に「港湾法施行令の一部を改正する政令」により瀬戸内海で緊急確保航路が指定されたことをうけて、関係する事項の改訂を行う。

■主な改訂内容等について(赤字が追加)

1. 第4章4-3 開発保全航路及び緊急確保航路の航路啓開の考え方

瀬戸内海の東西の海上交通ルートを確認するため、災害発生直後においては防災拠点港のほか、瀬戸内海の開発保全航路(備讃瀬戸航路、来島海峡航路)と緊急確保航路の航路啓開を実施し、緊急物資輸送船の航行が可能な状態とする。

2. 第5章5-3 航路啓開の考え方

○航路啓開作業の留意点

それらの航路の啓開においては、漂流物による航路の閉塞等、船舶航行の重大な障害となる事態が発生している場合のみ作業船による除去を実施し、それ以外の場合には航路の漂流物等の状況把握と航行船舶等への情報提供を実施するものとし、さらに船舶航行の安全を確保するため、緊急物資輸送船の航行時には進路警戒船による先導を実施するものとする。



【解説】瀬戸内海の緊急確保航路

緊急確保航路とは、非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく障害物の除去を行える航路(港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域)である。

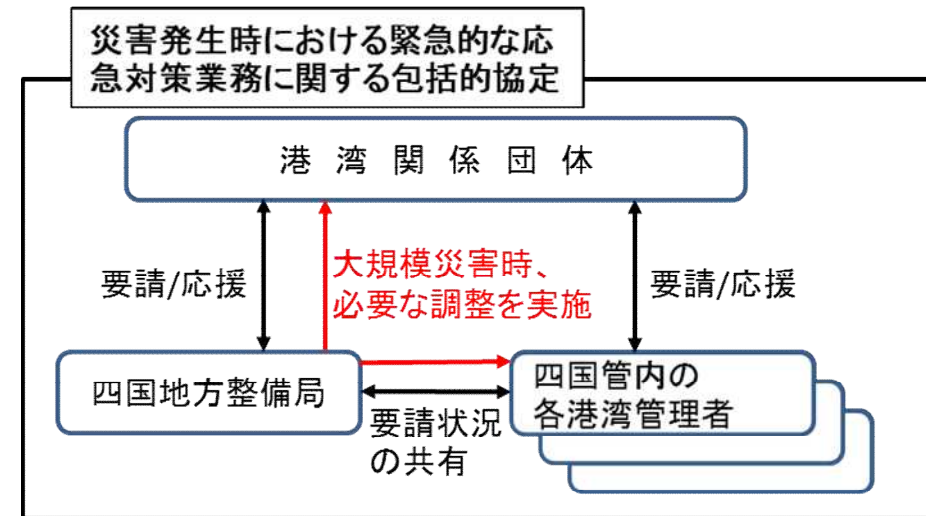
「南海トラフ地震に対応した四国の広域的な海上輸送の継続計画」改訂のポイント

3. 第6章 本計画の実効性の向上に向けて

6-1 協定の締結

本計画の円滑かつ適正な実行に資するため、連携主体である四国の港湾管理者及び四国地方整備局、港湾関係団体が平成27年11月、「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定」を締結した。

※ 協定を締結したことにより、災害発生時に港湾の専門的な技術・資機材等を有する港湾関係団体に災害応急対策を要請することが可能となり、港湾及び航路における災害対応力が強化された。



6-4 各港湾の事業継続計画の見直し・改定に向けて

本計画は、各重要港湾の事業継続計画（港湾BCP）の上位計画であり、各港湾の港湾BCP策定は平成28年度末迄に達成された。

港湾BCP策定状況			
港湾名	港格	管理者	策定日
徳島小松島港	重要	徳島県	平成26年3月
橘港	重要	徳島県	平成28年2月
高松港	重要	香川県	平成23年9月
坂出港	重要	坂出市	平成29年2月
松山港	重要	愛媛県	平成27年3月
東予港	重要	愛媛県	平成29年2月
宇和島港	重要	愛媛県	平成29年1月
三島川之江港	重要	愛媛県	平成29年2月
今治港	重要	今治市	平成28年9月
新居浜港	重要	新居浜港務局	平成29年2月
高知港	重要	高知県	平成25年2月
須崎港	重要	高知県	平成26年3月
宿毛湾港	重要	高知県	平成27年3月